

防衛医科大学校達第12号

カリキュラム委員会に関する達を次のように定める。

昭和49年8月31日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

医学科のカリキュラム委員会に関する達

改正 昭和52年 4月18日達第10号
昭和59年 8月 7日達第 5号
昭和62年 6月20日達第 7号
平成元年 5月29日達第 4号
平成 7年 3月31日達第 1号
平成19年 3月28日達第 4号
平成21年 2月 3日達第 1号
平成24年 4月 6日達第 1号
平成26年 4月 1日達第 9号
平成27年 3月30日達第 5号
平成30年 4月23日達第 8号
令和 5年 6月30日達第 3号

(目的)

第1条 この達は、防衛医科大学校医学教育部医学科のカリキュラムの運営並びに改善を行うために、医学科カリキュラム委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員長 医学教育研修センター長

(2) 委員

ア 学生部学生課長

イ 医学科の学科目を担当する教官から若干名

ウ 医学科の講座を担当する教官から若干名

エ 診療科及び中央診療施設として置かれる部又は室の教官から若干名

オ 医学科の学生から若干名

2 前項第2号中イからオまでに掲げる委員は学校長が指名する。

3 学校長は、前項に規定する者以外の者を加えることができる。

(審議事項)

第3条 委員会は、学校長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 医学科のカリキュラムの運営及び改善に関すること。

(2) 医学科の教科内容の調整に関すること。

(3) 医学科のその他カリキュラムに関すること。

(開催)

第4条 委員会は、必要に応じ、その都度、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の規定により委員会を招集しようとする日時に、学生委員（第2条第1項第2号オの委員をいう。以下この項において同じ。）の授業、実習又は訓練がある場合には、学生委員を招集しないものとする。

（任期）

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。

（作業部会）

第6条 委員会に、必要に応じ、委員長の指名する者をもって構成するカリキュラム改編のための作業部会を置くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、医学教育研修センター事務部において行う。

2 医学教育研修センター事務部は、委員会の審議事項及び学校長への答申について、あらかじめ、それぞれ事前に副校長（教育担当）の了承を得るものとする。

附 則

この達は、昭和49年8月31日から施行する。

附 則

この達は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則

この達は、昭和59年8月7日から施行する。

附 則

この達は、昭和62年6月20日から施行する。

附 則

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成30年4月23日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。